

再審制度が有効に機能するかどうか、 刑事裁判のあり方を決める鍵になる

再審請求の際に 秘密の接見が認められない不思議

刑事訴訟法のなかで私の関心は、弁護人とのコミュニケーションの保障など、逮捕、勾留されて身体の自由を奪われた被疑者・被告人の地位や権利の問題にあります。被疑者・被告人と弁護人の接見には施設の職員の立ち会いが禁止されています。どういった打ち合わせをしたかが漏れることで自由な話し合いが抑制されないようにするために、刑事訴訟法に明文化されています。最近では、鹿児島県の選挙違反の冤罪事件で、面談した内容を取り調べて聞き出したことが違法とされて、国家賠償が認められました。

無実の人を冤罪から救済するために再審制度があります。再審請求をする際には、刑事訴訟法で弁護人の援助が受けられることを保障しています。身体を拘束されている人が、自分で判決を覆すだけの新しい証拠を集めて再審請求することはほとんど不可能です。ところが、選任した弁護人と請求人の接見には秘密性の保障がありません。帝銀事件の再審請求では、接見に立ち会った際の資料を裁判所が請求棄却の判断材料にしました。

冤罪は最大限予防されなければなりません。しかし、人間に絶対はありません。無実の人を冤罪から救う再審制度が有効に機能しなければならないのです。再審制度こそ刑事裁判の鍵といってもいいでしょう。刑事訴訟が国民に信頼されるためにも、それが重要です。人間の行う裁判には必ず過ちが起こり得ることからすれば、死刑制度には重大な疑問があります。実際に、死刑が確定後に再審の結果無罪となったケースが4件あります。ちなみに、その再審請求のための接見にも、施設職員の立ち会いがしていました。

白鳥決定が開いた 再審請求への道

もともと再審が認められるのは、真犯人が発見されたなど、極限的な場合に限られていました。1975年、最高裁判所の白鳥決定により、再審開始の判断においても「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則が適用されることになりました。しかし、再審請求の手続きに関しては、ほとんど規定がありません。

無実の人を冤罪から救う再審という制度が十分機能するかどうかは、再審の開始が決定された後の再審公判よりも、再審を請求する段階で、むしろ請求までのあいだに、どれほどしっかりと準備できるかによって決まります。請求人と弁護人が相談しながら、確定した有罪判決を吟味し、その弱点を見つけ、有罪を崩す新しい証拠を集めていくわけです。無罪を示す新しい証拠を提出するために、十分な調査が必要になります。そのとき、弁護人が請求



人本人から詳しく事情を聞くことが重要です。そこでの発言が誰にどう使われるかわからないといった心配をせず、自由に話し合えるように秘密性の保障が不可欠です。被疑者・被告人に秘密の接見が保障されているのと同様、再審請求のときでもそれが認められるべきなのです。

国際的な人権保障の視点で ナマ身の人間を捉える

国際的な人権保障の枠組みのなかで、日本の刑事司法をどう捉えるかという視点も重要です。今年、「国際人権法」という授業を、ロースクールで担当しています。戦争のない平和な社会を築くには人権が十分保障されていなければなりません。この考えのもと、国際法による人権の保障が戦後目覚ましく発展しました。たとえば世界人権宣言を条約化した国際自由権規約は、日本の法律同様、裁判のルールとして積極的に使われていくべきでしょう。下級審にはそのような動きがみえますが、最高裁はなお消極的です。

国際人権法の水準でいえば、刑事、民事を問わず、裁判へのアクセスを保障するために、法的な問題について拘禁されている人が弁護士と相談するときには秘密が守られます。手紙も同様です。電話も相手が弁護士とわかった場合には、モニターしません。グローバルスタンダードでは、「秘密性こそ命」なのです。その点で日本は遅れています。とりわけ、再審請求という緊迫した話し合いの場は秘密が保護されるべきです。

弁護人の援助を受ける権利の実質化という点では、この「自由な秘密の接見」と「国選弁護」が重要になります。国選弁護の保障がないため、熱心な後援者がいる場合などを除き、再審請求のために弁護士の援助が受けられないケースがほとんどです。

再審は、確定判決の権威と生きている人間の尊厳とのせめぎ合いなのです。本当の意味の裁判所の権威は、確定判決に拘泥することではなく、誤りがなければどうかをつねに点検し、誤りがあれば速やかに正していくところにあると思っています。

刑事裁判も少年審判も、そこに登場するのは決して強いなまの人間です。自分がやっけていなくとも、厳しく責められれば白自してしまうこともある弱さをもった人間なのです。こうした弱い人間を押しつぶしてしまうのではなく、弱いままで大切にされる仕組みづくりが重要なのです。主役は被疑者・被告人であり、少年です。弱さをもった人間を大切にできる手続きでなければなりません。

繰り返しますが、刑事裁判のなかで、弱さをもった人間が大切にされるためには、冤罪を着せられた無実の人を確実に救済できるよう、再審制度が有効に機能しなければなりません。再審が刑事裁判全体のあり方を決める鍵だというのは、この意味からです。

ヨーロッパ人権裁判所にみる 人権保障の重み

ヨーロッパには、国際自由権規約のベースともなったヨーロッパ人権条約があります。その批准がEU加盟の条件となっています。かつてイギリスでは、刑事手続のなかの被疑者・被告人や、刑務所・拘置所に収容された人の権利水準が低かったのですが、1980年代から、ヨーロッパ人権裁判所のリードによって、イギリス国内の改革も進んでいきました。

イギリスでは、殺人については10歳から刑事裁判にかけられ、刑事責任を問われます。1993年にイギリスで10歳の少年2人が、2歳の男児を誘拐して残酷に殺害した事件がありました。マスコミに「悪魔の子」とまで書きたてられ、社会的にたいへんな騒ぎになりました。地元リバプールでは公正な陪審裁判ができないとして、別の場所に移して裁判を行ったほどです。大衆紙の呼びかけで、終身刑を求める署名も30万人以上集まりました。当時のイギリス社会の荒廃を象徴する事件とも受け止められました。

大人と同様、陪審裁判が行われ、その結果、殺人罪で有罪。刑は無期徒刑です。当時イギリスでは、最低拘禁期間は裁判官の勧告により内務大臣が決めることになっていました。裁判官は10年と勧告したのに、厳罰を求める世論に配慮して内務大臣は15年と決めました。少年2人がヨーロッパ人権裁判所に救済を求めたところ、人権条約に違反するという判断がされました。まず、内務大臣が刑期を決定するのは、独立した裁判所の裁判を受けたとはいえない。そして、幼い少年が大人と同じ陪審裁判で裁かれ、自分の裁判なのに理解も参加もできない状況で、しかも衆人環視のなかで脅迫的な手続きが進められたのは、公正な裁判とはいえない——という判断です。これは少年だけの問題ではありません。すべての被告人に、自分の裁判をしっかりと理解し、主役として裁判に参加できるよう保障する必要があります。手続き参加の保障が、公正な裁判であるための条件です。

日本でも裁判員裁判が始まりました。被告人が理解し、参加できるような裁判でなければなりません。犯罪に対して法的制裁は必要ですが、犯罪の疑いのある人、犯罪をした人だからといって、その人から人間としての尊厳を奪ってしまうことは許されません。(談)



法学研究科教授

葛野 尋之

Hiroyuki Kuzuno

1961年福井県生まれ。1985年一橋大学法学部卒業。学生時代は剣道部に所属。1990年一橋大学大学院法学研究科博士課程単位修得退学。静岡大学助教授、立命館大学助教授・教授を経て一橋大学法学研究科教授。博士(法学)。著書は、『少年司法の再構築』(日本評論社)、『刑事手続と刑事拘禁』(現代人文社)、『少年司法における参加と修復』(日本評論社)、『刑事訴訟法講義案』(法律文化社)など。